

## 様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	横浜呉竹医療専門学校
設置者名	学校法人 呉竹学園

### 1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配 置 困 難
医療専門課程	鍼灸マッサージ科 午前コース	夜・通信	252 時間	240 時間	
	鍼灸マッサージ科 午後コース	夜・通信	252 時間	240 時間	
	鍼灸科 特修コース	夜・通信	252 時間	240 時間	
	柔道整復科 午前コース	夜・通信	252 時間	240 時間	
	柔道整復科 特修コース	夜・通信	252 時間	240 時間	
(備考)					

### 2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

[https://www.kuretake-yokohama.ac.jp/about/public\\_info/](https://www.kuretake-yokohama.ac.jp/about/public_info/)

### 3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

## 様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	横浜呉竹医療専門学校
設置者名	学校法人 呉竹学園

### 1. 理事（役員）名簿の公表方法

[https://www.kuretake-yokohama.ac.jp/about/public\\_info/](https://www.kuretake-yokohama.ac.jp/about/public_info/)

### 2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	大学教授、（公財）理事長	R5.6.21～ R7.6.20	医学教育
非常勤	大学教授	R6.4.1～ R7.6.20	医学教育
(備考)			

## 様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	横浜呉竹医療専門学校
設置者名	学校法人 呉竹学園

### ○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。

(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)

授業計画(シラバス)は、学則別表に定める各教育課程の教育内容に基づき、呉竹学園教育センターにおいて策定する「シラバス作成のガイドライン(手引き書)」に従い、各授業科目を担当する教員及び講師がそれぞれの授業計画を作成することとしている。

シラバスには、授業科目の基本情報、担当教員(実務経験のある教員はその経験内容)、講義回数、授業概要(実務経験の反映含む)、授業の方法、授業の一般目標(GI0)、使用教科書・教材、成績評価基準、成績評価方法、各コマにおける授業計画・内容・到達目標(SB0s)、授業形態等の項目に加え、講義を担当する教員のメッセージ及びオフィスアワーを掲載し、学生が計画を立てて主体的に学習に取り組めるように努めている。

シラバスは、各学年の始まりに学生に配付するとともに、ホームページ上に公表している。

授業計画書の公表方法 [https://www.kuretake-yokohama.ac.jp/about/public\\_info/](https://www.kuretake-yokohama.ac.jp/about/public_info/)

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

授業科目の学修成果の評価の方法、基準及び認定等は、学則、教務規程及びシラバスの定めに基づき運用している。学習成果については、試験の成績、実習の成果及び履修状況等を総合的に勘案して評価する。評価の判定については、教務会の議を経て校長がこれを決定する。成績評価の基準については、100点を満点とし、100~90点をS、89~80点をA、79~70点をB、69~60点をC、60点未満をDとし、60点以上を合格、60点未満を不合格と定めている。ただし、各授業科目の出席時間数の割合が60%未満の者は、当該授業科目の成績評価を受けることができない。

進級及び卒業の認定にあたっては、各学年ごとに定められた所定の単位をすべて修得した者に対して、教務会の議を経て校長がこれを決定する。各授業科目の成績評価の方法及び基準等は、シラバス及び学生便覧(学校生活の手引き)にて明示している。

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

成績評価における客観的な指標の算出方法は、各科目の成績を 100 点を満点とする評点に換算した上で各科目の合計点を算出し、その算出した合計点を履修した科目数で除した点数を平均評点（1 科目あたりの平均成績）として設定している。ただし、一般教養科目に相当する基礎分野の科目については、単位認定（大学等において取得した単位を互換）を実施しているため、評価の指標から除外する。

成績分布の把握については、算出した平均評点を得点順に並び替えることにより各学生の成績の分布状況を把握し、補習や個別面談等の学生指導に役立てている。

客観的な指標の算出方法の公表方法は、入学時のオリエンテーションで配付する学生便覧及びホームページに掲載している。

客観的な指標の 算出方法の公表方法	<a href="https://www.kuretake-yokohama.ac.jp/about/public_info/">https://www.kuretake-yokohama.ac.jp/about/public_info/</a>
----------------------	---

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

卒業の認定に関する方針は、教育理念、教育目標、育成人材像等に基づいて、修得すべき能力をディプロマポリシーとして次のとおり定めるとともに、ホームページに公表している。

- (1) 患者の安全性を第一に考えて行動し、説明責任を果たすことができる。
- (2) 医療従事者として幅広い教養と高い倫理観を備え、遵法精神に立脚した行動を取ることができる。
- (3) 個人の尊厳を理解し、多様な価値観を受け入れる寛容な心とホスピタリティーの精神に基づいて自発的に行動できる。
- (4) 専門知識、技術及び判断力を身につけ、患者に対して適切な施術を行うことができる。
- (5) 地域の包括的な医療において、他職種のことを理解し、協調して自己の役割を果たすことができる。
- (6) 施術における問題解決能力を有し、患者貢献のために使命感と向上心を持って、生涯に渡り自己研鑽できる。

卒業の認定にあたっては、教務規程に定める卒業要件を満たした者に対して、教務会の議を経て、校長がこれを決定する。卒業要件については、学生便覧において明示している。

上記により、所定の教育課程の修了に必要なすべての単位を修得し、卒業を認定された者には、「専門士（医療専門課程）」の称号を授与する。

卒業の認定に関する 方針の公表方法	<a href="https://www.kuretake-yokohama.ac.jp/about/public_info/">https://www.kuretake-yokohama.ac.jp/about/public_info/</a>
----------------------	---

## 様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	横浜呉竹医療 専門学校
設置者名	学校法人 呉竹学園

### 1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	<a href="https://www.kuretake-yokohama.ac.jp/about/public_info/">https://www.kuretake-yokohama.ac.jp/about/public_info/</a>
収支計算書又は損益計算書	<a href="https://www.kuretake-yokohama.ac.jp/about/public_info/">https://www.kuretake-yokohama.ac.jp/about/public_info/</a>
財産目録	<a href="https://www.kuretake-yokohama.ac.jp/about/public_info/">https://www.kuretake-yokohama.ac.jp/about/public_info/</a>
事業報告書	<a href="https://www.kuretake-yokohama.ac.jp/about/public_info/">https://www.kuretake-yokohama.ac.jp/about/public_info/</a>
監事による監査報告（書）	<a href="https://www.kuretake-yokohama.ac.jp/about/public_info/">https://www.kuretake-yokohama.ac.jp/about/public_info/</a>

### 2. 教育活動に係る情報

#### ①学科等の情報

##### 〈鍼灸マッサージ科 午前コース〉

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士
医療		医療専門課程	鍼灸マッサージ科 午前コース	○	一
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類		
			講義	演習	実習
3年	昼	2838 単位時間／単位	1866 単位時間／単位	180 単位時間／単位	792 単位時間／単位
		2838 単位時間／単位			
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数
90人		88人	0人	12人	22人
カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）					

#### （概要）

授業計画（シラバス）は、学則別表に定める各教育課程の教育内容に基づき、呉竹学園教育センターにおいて策定する「シラバス作成のガイドライン（手引き書）」に従い、各授業科目を担当する教員及び講師がそれぞれの授業計画を作成することとしている。

シラバスには、授業科目の基本情報、担当教員（実務経験のある教員はその経験内容）、講義回数、授業概要（実務経験の反映含む）、授業の方法、授業の一般目標（GIO）、使用教科書・教材、成績評価基準、成績評価方法、各コマにおける授業計画・内容・到達目標（SBOs）、授業形態等の項目に加え、講義を担当する教員のメッセージ及びオフィスアワーを掲載し、学生が計画を立てて主体的に学習に取り組めるように努め

ている。

シラバスは、各学年の始まりに学生に配付するとともに、ホームページ上に公表している。

### 成績評価の基準・方法

#### (概要)

授業科目の学修成果の評価の方法、基準及び認定等は、学則、教務規程及びシラバスの定めに基づき運用している。学習成果については、試験の成績、実習の成果及び履修状況等を総合的に勘案して評価する。評価の判定については、教務会の議を経て校長がこれを決定する。成績評価の基準については、100点を満点とし、100~90点をS、89~80点をA、79~70点をB、69~60点をC、60点未満をDとし、60点以上を合格、60点未満を不合格と定めている。ただし、各授業科目の出席時間数の割合が60%未満の者は、当該授業科目の成績評価を受けることができない。

各授業科目の成績評価の方法及び基準等は、シラバス及び学生便覧（学校生活の手引き）にて明示している。

成績評価における客観的な指標の算出方法は、各科目の成績を100点とする評点に換算した上で各科目の合計点を算出し、その算出した合計点を履修した科目数で除した点数を平均評点（1科目あたりの平均成績）として設定している。ただし、一般教養科目に相当する基礎分野の科目については、単位認定（大学等において取得した単位を互換）を実施しているため、評価の指標から除外する。

成績分布の把握については、算出した平均評点を得点順に並び替えることにより各学生の成績の分布状況を把握し、補習や個別面談等の学生指導に役立てている。

客観的な指標の算出方法の公表方法は、入学時のオリエンテーションで配付する学生便覧及びホームページに掲載している。

### 卒業・進級の認定基準

#### (概要)

卒業の認定に関する方針は、教育理念、教育目標、育成人材像等に基づいて、修得すべき能力をディプロマポリシーとして次のとおり定めるとともに、ホームページに公表している。

- (1) 患者の安全性を第一に考えて行動し、説明責任を果たすことができる。
- (2) 医療従事者として幅広い教養と高い倫理観を備え、遵法精神に立脚した行動を取ることができる。
- (3) 個人の尊厳を理解し、多様な価値観を受け入れる寛容な心とホスピタリティーの精神に基づいて自発的に行動できる。
- (4) 専門知識、技術及び判断力を身につけ、患者に対して適切な施術を行うことができる。
- (5) 地域の包括的な医療において、他職種のことを理解し、協調して自己の役割を果たすことができる。
- (6) 施術における問題解決能力を有し、患者貢献のために使命感と向上心を持って、生涯に渡り自己研鑽できる。

卒業の認定にあたっては、教務規程に定める卒業要件を満たした者に対して、教務会の議を経て、校長がこれを決定する。卒業要件については、学生便覧において明示している。

上記により、所定の教育課程の修了に必要なすべての単位を修得し、卒業を認定された者には、「専門士（医療専門課程）」の称号を授与する。

進級にあたっては、教務規程に定める進級要件を満たした者に対して、教務会の議を経て、校長がこれを決定する。進級要件については、学生便覧において明示している。

### 学修支援等

#### (概要)

各学年ごとにクラス担任を置き、複数の教員で学生の相談や学習指導を行える体制を取っている。また、スクールカウンセラー（公認心理師・臨床心理士）を配置し学生の心理的サポートや修学上の諸問題に対する予防的支援を行っている。成績不良に対しては再試験、補習、面談等を行い学業の支援を行うとともに、出席不良に対しては個別面談、文書通知、三者面談、カウンセリング等により学修継続のための支援を行っている。

### 卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）

卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
25人 (100%)	1人 ( 4.0%)	23人 ( 92.0%)	1人 ( 4.0%)

#### (主な就職、業界等)

鍼灸院、接骨院、病院・医院、訪問施術、介護関連施設、スポーツトレーナー等

#### (就職指導内容)

- ①求人システムによる求人情報の提供、採用応募、履歴書・自己PR書の作成
- ②卒業生によるキャリアガイダンス、外部企業によるプレ就活セミナーの開催
- ③合同企業説明会による就職説明会の開催、人事担当者との交流
- ④施術フェスタによる治療家人材との交流、施術見学
- ⑤進路調査アンケート等の実施による就職活動状況の把握と指導

#### (主な学修成果（資格・検定等）)

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の国家資格取得

#### (備考) (任意記載事項)

### 中途退学の現状

年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
84人	2人	2.4%

#### (中途退学の主な理由)

成績不良

#### (中退防止・中退者支援のための取組)

- ①学校説明会等でのミスマッチ入学を防ぐための情報提供と説明
- ②オープンキャンパスでの在校生による懇談会、体験会の実施
- ③入学前授業の実施
- ④卒業生によるキャリアガイダンスの開催
- ⑤個別面談及び補習等による学修支援
- ⑥保護者会の開催、保護者への連絡、三者面談の実施
- ⑦スクールカウンセラー（学生相談室）による予防的支援、心理面のサポート
- ⑧学費等の徴収猶予、減免等による経済的支援

## <鍼灸マッサージ科 午後コース>

分野		課程名	学科名		専門士	高度専門士		
医療		医療専門課程	鍼灸マッサージ科 午後コース		○	-		
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数		開設している授業の種類				
3年	昼	2838 単位時間／単位		講義	演習	実習	実験	
				1866 単位時間 ／単位	単位時 間／単 位	180 単位 時間／単位	792 単位時間／ 単位	
				2838 単位時間／単位				
生徒総定員 数		生徒実員	うち留学生 数	専任教員数	兼任教員 数	総教員数		
120 人		108 人	0 人	12 人	22 人	34 人		

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）	
<p><b>(概要)</b></p> <p>授業計画（シラバス）は、学則別表に定める各教育課程の教育内容に基づき、呉竹学園教育センターにおいて策定する「シラバス作成のガイドライン（手引き書）」に従い、各授業科目を担当する教員及び講師がそれぞれの授業計画を作成することとしている。</p> <p>シラバスには、授業科目の基本情報、担当教員（実務経験のある教員はその経験内容）、講義回数、授業概要（実務経験の反映含む）、授業の方法、授業の一般目標（G10）、使用教科書・教材、成績評価基準、成績評価方法、各コマにおける授業計画・内容・到達目標（SB0s）、授業形態等の項目に加え、講義を担当する教員のメッセージ及びオフィスアワーを掲載し、学生が計画を立てて主体的に学習に取り組めるように努めている。</p> <p>シラバスは、各学年の始まりに学生に配付するとともに、ホームページ上に公表している。</p>	
成績評価の基準・方法	
<p><b>(概要)</b></p> <p>授業科目の学修成果の評価の方法、基準及び認定等は、学則、教務規程及びシラバスの定めに基づき運用している。学習成果については、試験の成績、実習の成果及び履修状況等を総合的に勘案して評価する。評価の判定については、教務会の議を経て校長がこれを決定する。成績評価の基準については、100点を満点とし、100～90点をS、89～80点をA、79～70点をB、69～60点をC、60点未満をDとし、60点以上を合格、60点未満を不合格と定めている。ただし、各授業科目の出席時間数の割合が60%未満の者は、当該授業科目の成績評価を受けることができない。</p> <p>各授業科目の成績評価の方法及び基準等は、シラバス及び学生便覧（学校生活の手引き）にて明示している。</p> <p>成績評価における客観的な指標の算出方法は、各科目の成績を100点を満点とする評点に換算した上で各科目の合計点を算出し、その算出した合計点を履修した科目数で除した点数を平均評点（1科目あたりの平均成績）として設定している。ただし、一般教養科目に相当する基礎分野の科目については、単位認定（大学等において取得した単位を互換）を実施しているため、評価の指標から除外する。</p> <p>成績分布の把握については、算出した平均評点を得点順に並び替えることにより各学生の成績の分布状況を把握し、補習や個別面談等の学生指導に役立てている。</p> <p>客観的な指標の算出方法の公表方法は、入学時のオリエンテーションで配付する学生便覧及びホームページに掲載している。</p>	
卒業・進級の認定基準	

(概要)

卒業の認定に関する方針は、教育理念、教育目標、育成人材像等に基づいて、修得すべき能力をディプロマポリシーとして次のとおり定めるとともに、ホームページに公表している。

- (1) 患者の安全性を第一に考えて行動し、説明責任を果たすことができる。
- (2) 医療従事者として幅広い教養と高い倫理観を備え、遵法精神に立脚した行動を取ることができる。
- (3) 個人の尊厳を理解し、多様な価値観を受け入れる寛容な心とホスピタリティーの精神に基づいて自発的に行動できる。
- (4) 専門知識、技術及び判断力を身につけ、患者に対して適切な施術を行うことができる。
- (5) 地域の包括的な医療において、他職種のことを理解し、協調して自己の役割を果たすことができる。
- (6) 施術における問題解決能力を有し、患者貢献のために使命感と向上心を持って、生涯に渡り自己研鑽できる。

卒業の認定にあたっては、教務規程に定める卒業要件を満たした者に対して、教務会の議を経て、校長がこれを決定する。卒業要件については、学生便覧において明示している。

上記により、所定の教育課程の修了に必要なすべての単位を修得し、卒業を認定された者には、「専門士（医療専門課程）」の称号を授与する。

進級にあたっては、教務規程に定める進級要件を満たした者に対して、教務会の議を経て、校長がこれを決定する。進級要件については、学生便覧において明示している。

学修支援等

(概要)

各学年ごとにクラス担任を置き、複数の教員で学生の相談や学習指導を行える体制を取っている。また、スクールカウンセラー（公認心理師・臨床心理士）を配置し学生の心理的サポートや修学上の諸問題に対する予防的支援を行っている。成績不良に対しては再試験、補習、面談等を行い学業の支援を行うとともに、出席不良に対しては個別面談、文書通知、第三者面談、カウンセリング等により学修継続のための支援を行っている。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）

卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
32人 (100%)	2人 (6.3%)	25人 (78.1%)	5人 (15.6%)

(主な就職、業界等)

鍼灸院、接骨院、病院・クリニック、訪問施術、介護関連施設、スポーツトレーナー等

(就職指導内容)

- ①求人システムによる求人情報の提供、採用応募、履歴書・自己PR書の作成
- ②卒業生によるキャリアガイダンス、外部企業によるプレ就活セミナーの開催
- ③合同企業説明会による就職説明会の開催、人事担当者との交流
- ④施術フェスタによる治療家人材との交流、施術見学
- ⑤進路調査アンケート等の実施による就職活動状況の把握と指導

(主な学修成果（資格・検定等）) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の国家資格取得
(備考) (任意記載事項)

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
110 人	8 人	7.3%
(中途退学の主な理由)		
進路変更、成績不良、仕事の都合、病気		
(中退防止・中退者支援のための取組)		
①学校説明会等でのミスマッチ入学を防ぐための情報提供と説明 ②オープンキャンパスでの在校生による懇談会、体験会の実施 ③入学前授業の実施 ④卒業生によるキャリアガイダンスの開催 ⑤個別面談及び補習等による学修支援 ⑥保護者会の開催、保護者への連絡、三者面談の実施 ⑦スクールカウンセラー（学生相談室）による予防的支援、心理面のサポート ⑧学費等の徴収猶予、減免等による経済的支援		

### <鍼灸科 特修コース>

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士
医療		医療専門課程	鍼灸科 特修コース	○	一
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単位 数	開設している授業の種類		
			講義	演習	実習
3年	昼	2694 単位時間／単位	1938 単位時間 ／単位	180 単位 時間／単位	576 単位時 間／単位
				2694 単位時間／単位	
生徒総定員 数		生徒実員	うち留学生 数	専任教員数	兼任教員 数
90 人	68 人		0 人	12 人	22 人
				34 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）					
<b>(概要)</b> 授業計画（シラバス）は、学則別表に定める各教育課程の教育内容に基づき、呉竹学園教育センターにおいて策定する「シラバス作成のガイドライン（手引き書）」に従い、各授業科目を担当する教員及び講師がそれぞれの授業計画を作成することとしている。 シラバスには、授業科目の基本情報、担当教員（実務経験のある教員はその経験内容）、講義回数、授業概要（実務経験の反映含む）、授業の方法、授業の一般目標（G10）、使用教科書・教材、成績評価基準、成績評価方法、各コマにおける授業計画・内容・到達目標（SBOs）、授業形態等の項目に加え、講義を担当する教員のメッセージ及びオフィスアワーを掲載し、学生が計画を立て主体的に学習に取り組めるように努めている。					

シラバスは、各学年の始まりに学生に配付するとともに、ホームページ上に公表している。

## 成績評価の基準・方法

### (概要)

授業科目の学修成果の評価の方法、基準及び認定等は、学則、教務規程及びシラバスの定めに基づき運用している。学習成果については、試験の成績、実習の成果及び履修状況等を総合的に勘案して評価する。評価の判定については、教務会の議を経て校長がこれを決定する。成績評価の基準については、100点を満点とし、100~90点をS、89~80点をA、79~70点をB、69~60点をC、60点未満をDとし、60点以上を合格、60点未満を不合格と定めている。ただし、各授業科目の出席時間数の割合が60%未満の者は、当該授業科目の成績評価を受けることができない。

各授業科目の成績評価の方法及び基準等は、シラバス及び学生便覧（学校生活の手引き）にて明示している。

成績評価における客観的な指標の算出方法は、各科目の成績を100点を満点とする評点に換算した上で各科目の合計点を算出し、その算出した合計点を履修した科目数で除した点数を平均評点（1科目あたりの平均成績）として設定している。ただし、一般教養科目に相当する基礎分野の科目については、単位認定（大学等において取得した単位を互換）を実施しているため、評価の指標から除外する。

成績分布の把握については、算出した平均評点を得点順に並び替えることにより各学生の成績の分布状況を把握し、補習や個別面談等の学生指導に役立てている。

客観的な指標の算出方法の公表方法は、入学時のオリエンテーションで配付する学生便覧及びホームページに掲載している。

## 卒業・進級の認定基準

### (概要)

卒業の認定に関する方針は、教育理念、教育目標、育成人材像等に基づいて、修得すべき能力をディプロマポリシーとして次のとおり定めるとともに、ホームページに公表している。

- (1) 患者の安全性を第一に考えて行動し、説明責任を果たすことができる。
- (2) 医療従事者として幅広い教養と高い倫理観を備え、遵法精神に立脚した行動を取ることができる。
- (3) 個人の尊厳を理解し、多様な価値観を受け入れる寛容な心とホスピタリティーの精神に基づいて自発的に行動できる。
- (4) 専門知識、技術及び判断力を身につけ、患者に対して適切な施術を行うことができる。
- (5) 地域の包括的な医療において、他職種のことを理解し、協調して自己の役割を果たすことができる。
- (6) 施術における問題解決能力を有し、患者貢献のために使命感と向上心を持って、生涯に渡り自己研鑽できる。

卒業の認定にあたっては、教務規程に定める卒業要件を満たした者に対して、教務会の議を経て、校長がこれを決定する。卒業要件については、学生便覧において明示している。

上記により、所定の教育課程の修了に必要なすべての単位を修得し、卒業を認定された者には、「専門士（医療専門課程）」の称号を授与する。

進級にあたっては、教務規程に定める進級要件を満たした者に対して、教務会の議を経て、校長がこれを決定する。進級要件については、学生便覧において明示している。

### 学修支援等

#### (概要)

各学年ごとにクラス担任を置き、複数の教員で学生の相談や学習指導を行える体制を取っている。また、スクールカウンセラー（公認心理師・臨床心理士）を配置し学生の心理的サポートや修学上の諸問題に対する予防的支援を行っている。成績不良に対しては再試験、補習、面談等を行い学業の支援を行うとともに、出席不良に対しては個別面談、文書通知、三者面談、カウンセリング等により学修継続のための支援を行っている。

### 卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）

卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
20人 (100%)	7人 (35.0%)	10人 (50.0%)	3人 (15.0%)

#### (主な就職、業界等)

鍼灸院、接骨院、病院・クリニック、訪問施術、介護関連施設、スポーツトレーナー等

#### (就職指導内容)

- ①求人システムによる求人情報の提供、採用応募、履歴書・自己PR書の作成
- ②卒業生によるキャリアガイダンス、外部企業によるプレ就活セミナーの開催
- ③合同企業説明会による就職説明会の開催、人事担当者との交流
- ④施術フェスタによる治療家人材との交流、施術見学
- ⑤進路調査アンケート等の実施による就職活動状況の把握と指導

#### (主な学修成果（資格・検定等）)

はり師、きゅう師の国家資格取得

#### (備考) (任意記載事項)

### 中途退学の現状

年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
68人	6人	8.8%

#### (中途退学の主な理由)

成績不良、病気、家庭の事情

#### (中退防止・中退者支援のための取組)

- ①学校説明会等でのミスマッチ入学を防ぐための情報提供と説明
- ②オープンキャンパスでの在校生による懇談会、体験会の実施
- ③入学前授業の実施
- ④卒業生によるキャリアガイダンスの開催
- ⑤個別面談及び補習等による学修支援
- ⑥保護者会の開催、保護者への連絡、三者面談の実施
- ⑦スクールカウンセラー（学生相談室）による予防的支援、心理面のサポート
- ⑧学費等の徴収猶予、減免等による経済的支援

## <柔道整復科 午前コース>

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士			
医療		医療専門課程	柔道整復科 午前コース	○	-			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単位 数		開設している授業の種類				
				講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	2820 単位時間／単位		1884 単位時間 ／単位	単位時 間／単 位	180 単位 時間／単位	単位時 間／単 位	756 単位時間／単位
生徒総定員 数		生徒実員	うち留学生 数	専任教員数	兼任教員 数	総教員数		
180 人		107 人	0 人	8 人	22 人	30 人		

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）	
<p><b>(概要)</b></p> <p>授業計画（シラバス）は、学則別表に定める各教育課程の教育内容に基づき、呉竹学園教育センターにおいて策定する「シラバス作成のガイドライン（手引き書）」に従い、各授業科目を担当する教員及び講師がそれぞれの授業計画を作成することとしている。</p> <p>シラバスには、授業科目の基本情報、担当教員（実務経験のある教員はその経験内容）、講義回数、授業概要（実務経験の反映含む）、授業の方法、授業の一般目標（G10）、使用教科書・教材、成績評価基準、成績評価方法、各コマにおける授業計画・内容・到達目標（SB0s）、授業形態等の項目に加え、講義を担当する教員のメッセージ及びオフィスアワーを掲載し、学生が計画を立てて主体的に学習に取り組めるように努めている。</p> <p>シラバスは、各学年の始まりに学生に配付するとともに、ホームページ上に公表している。</p>	
<b>成績評価の基準・方法</b>	
<p><b>(概要)</b></p> <p>授業科目の学修成果の評価の方法、基準及び認定等は、学則、教務規程及びシラバスの定めに基づき運用している。学習成果については、試験の成績、実習の成果及び履修状況等を総合的に勘案して評価する。評価の判定については、教務会の議を経て校長がこれを決定する。成績評価の基準については、100点を満点とし、100～90点をS、89～80点をA、79～70点をB、69～60をC、60点未満をDとし、60点以上を合格、60点未満を不合格と定めている。ただし、各授業科目の出席時間数の割合が60%未満の者は、当該授業科目の成績評価を受けることができない。</p> <p>各授業科目の成績評価の方法及び基準等は、シラバス及び学生便覧（学校生活の手引き）にて明示している。</p> <p>成績評価における客観的な指標の算出方法は、各科目の成績を100点を満点とする評点に換算した上で各科目の合計点を算出し、その算出した合計点を履修した科目数で除した点数を平均評点（1科目あたりの平均成績）として設定している。ただし、一般教養科目に相当する基礎分野の科目については、単位認定（大学等において取得した単位を互換）を実施しているため、評価の指標から除外する。</p> <p>成績分布の把握については、算出した平均評点を得点順に並び替えることにより各学生の成績の分布状況を把握し、補習や個別面談等の学生指導に役立てている。</p> <p>客観的な指標の算出方法の公表方法は、入学時のオリエンテーションで配付する学生便覧及びホームページに掲載している。</p>	

## 卒業・進級の認定基準

### (概要)

卒業の認定に関する方針は、教育理念、教育目標、育成人材像等に基づいて、修得すべき能力をディプロマポリシーとして次のとおり定めるとともに、ホームページに公表している。

- (1) 患者の安全性を第一に考えて行動し、説明責任を果たすことができる。
- (2) 医療従事者として幅広い教養と高い倫理観を備え、遵法精神に立脚した行動を取ることができる。
- (3) 個人の尊厳を理解し、多様な価値観を受け入れる寛容な心とホスピタリティーの精神に基づいて自発的に行動できる。
- (4) 専門知識、技術及び判断力を身につけ、患者に対して適切な施術を行うことができる。
- (5) 地域の包括的な医療において、他職種のことを理解し、協調して自己の役割を果たすことができる。
- (6) 施術における問題解決能力を有し、患者貢献のために使命感と向上心を持って、生涯に渡り自己研鑽できる。

卒業の認定にあたっては、教務規程に定める卒業要件を満たした者に対して、教務会の議を経て、校長がこれを決定する。卒業要件については、学生便覧において明示している。

上記により、所定の教育課程の修了に必要なすべての単位を修得し、卒業を認定された者には、「専門士（医療専門課程）」の称号を授与する。

進級にあたっては、教務規程に定める進級要件を満たした者に対して、教務会の議を経て、校長がこれを決定する。進級要件については、学生便覧において明示している。

## 学修支援等

### (概要)

各学年ごとにクラス担任を置き、複数の教員で学生の相談や学習指導を行える体制を取っている。また、スクールカウンセラー（公認心理師・臨床心理士）を配置し学生の心理的サポートや修学上の諸問題に対する予防的支援を行っている。成績不良に対しては再試験、補習、面談等を行い学業の支援を行うとともに、出席不良に対しては個別面談、文書通知、三者面談、カウンセリング等により学修継続のための支援を行っている。

## 卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）

卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
38人 (100%)	6人 (15.8%)	27人 (71.1%)	5人 (13.2%)

### (主な就職、業界等)

接骨院、鍼灸接骨院、病院・クリニック、介護関連施設、スポーツトレーナー等

### (就職指導内容)

- ①求人システムによる求人情報の提供、採用応募、履歴書・自己PR書の作成
- ②卒業生によるキャリアガイダンス、外部企業によるプレ就活セミナーの開催
- ③合同企業説明会による就職説明会の開催、人事担当者との交流
- ④施術フェスタによる治療家人材との交流、施術見学

⑤進路調査アンケート等の実施による就職活動状況の把握と指導
(主な学修成果（資格・検定等）) 柔道整復師の国家資格取得
(備考) (任意記載事項)

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
117人	9人	7.7%
(中途退学の主な理由) 成績不良、進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) ①学校説明会等でのミスマッチ入学を防ぐための情報提供と説明 ②オープンキャンパスでの在校生による懇談会、体験会の実施 ③入学前授業の実施 ④卒業生によるキャリアガイダンスの開催 ⑤個別面談及び補習等による学修支援 ⑥保護者会の開催、保護者への連絡、三者面談の実施 ⑦スクールカウンセラー（学生相談室）による予防的支援、心理面のサポート ⑧学費等の徴収猶予、減免等による経済的支援		

### <柔道整復科 特修コース>

分野	課程名		学科名	専門士	高度専門士	
医療	医療専門課程		柔道整復科 特修コース	○	-	
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単位 数	開設している授業の種類			
			講義	演習	実習	実験
3年	昼	2820 単位時間／単位	1884 単位時間 ／単位	単位時間／単位	180 単位 時間／単位	756 単位時間／単位 2820 単位時間／単位
生徒総定員 数	生徒実員	うち留学生 数	専任教員数	兼任教員 数	総教員数	
90人	33人	0人	8人	22人	30人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
(概要)
授業計画（シラバス）は、学則別表に定める各教育課程の教育内容に基づき、吳竹学園教育センターにおいて策定する「シラバス作成のガイドライン（手引き書）」に従い、各授業科目を担当する教員及び講師がそれぞれの授業計画を作成することとしている。
シラバスには、授業科目の基本情報、担当教員（実務経験のある教員はその経験内容）、講義回数、授業概要（実務経験の反映含む）、授業の方法、授業の一般目標（G10）、使

用教科書・教材、成績評価基準、成績評価方法、各コマにおける授業計画・内容・到達目標（SB0s）、授業形態等の項目に加え、講義を担当する教員のメッセージ及びオフィスアワーを掲載し、学生が計画を立てて主体的に学習に取り組めるよう努めている。

シラバスは、各学年の始まりに学生に配付するとともに、ホームページ上に公表している。

### 成績評価の基準・方法

#### (概要)

授業科目の学修成果の評価の方法、基準及び認定等は、学則、教務規程及びシラバスの定めに基づき運用している。学習成果については、試験の成績、実習の成果及び履修状況等を総合的に勘案して評価する。評価の判定については、教務会の議を経て校長がこれを決定する。成績評価の基準については、100点を満点とし、100～90点をS、89～80点をA、79～70点をB、69～60点をC、60点未満をDとし、60点以上を合格、60点未満を不合格と定めている。ただし、各授業科目の出席時間数の割合が60%未満の者は、当該授業科目の成績評価を受けることができない。

各授業科目の成績評価の方法及び基準等は、シラバス及び学生便覧（学校生活の手引き）にて明示している。

成績評価における客観的な指標の算出方法は、各科目の成績を100点を満点とする評点に換算した上で各科目の合計点を算出し、その算出した合計点を履修した科目数で除した点数を平均評点（1科目あたりの平均成績）として設定している。ただし、一般教養科目に相当する基礎分野の科目については、単位認定（大学等において取得した単位を互換）を実施しているため、評価の指標から除外する。

成績分布の把握については、算出した平均評点を得点順に並び替えることにより各学生の成績の分布状況を把握し、補習や個別面談等の学生指導に役立てている。

客観的な指標の算出方法の公表方法は、入学時のオリエンテーションで配付する学生便覧及びホームページに掲載している。

### 卒業・進級の認定基準

#### (概要)

卒業の認定に関する方針は、教育理念、教育目標、育成人材像等に基づいて、修得すべき能力をディプロマポリシーとして次のとおり定めるとともに、ホームページに公表している。

- (1) 患者の安全性を第一に考えて行動し、説明責任を果たすことができる。
- (2) 医療従事者として幅広い教養と高い倫理観を備え、遵法精神に立脚した行動を取ることができる。
- (3) 個人の尊厳を理解し、多様な価値観を受け入れる寛容な心とホスピタリティーの精神に基づいて自発的に行動できる。
- (4) 専門知識、技術及び判断力を身につけ、患者に対して適切な施術を行うことができる。
- (5) 地域の包括的な医療において、他職種のことを理解し、協調して自己の役割を果たすことができる。
- (6) 施術における問題解決能力を有し、患者貢献のために使命感と向上心を持って、生涯に渡り自己研鑽できる。

卒業の認定にあたっては、教務規程に定める卒業要件を満たした者に対して、教務会の議を経て、校長がこれを決定する。卒業要件については、学生便覧において明示している。

上記により、所定の教育課程の修了に必要なすべての単位を修得し、卒業を認定された者には、「専門士（医療専門課程）」の称号を授与する。

進級にあたっては、教務規程に定める進級要件を満たした者に対して、教務会の議を経て、校長がこれを決定する。進級要件については、学生便覧において明示している。

## 学修支援等

### (概要)

各学年ごとにクラス担任を置き、複数の教員で学生の相談や学習指導を行える体制を取っている。また、スクールカウンセラー（公認心理師・臨床心理士）を配置し学生の心理的サポートや修学上の諸問題に対する予防的支援を行っている。成績不良に対しては再試験、補習、面談等を行い学業の支援を行うとともに、出席不良に対しては個別面談、文書通知、三者面談、カウンセリング等により学修継続のための支援を行っている。

## 卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）

卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
12人 (100%)	2人 (16.7%)	9人 (75.0%)	1人 (8.3%)

### (主な就職、業界等)

接骨院、鍼灸接骨院、病院・クリニック、介護関連施設、スポーツトレーナー等

### (就職指導内容)

- ①求人システムによる求人情報の提供、採用応募、履歴書・自己PR書の作成
- ②卒業生によるキャリアガイダンス、外部企業によるプレ就活セミナーの開催
- ③合同企業説明会による就職説明会の開催、人事担当者との交流
- ④施術フェスタによる治療家人材との交流、施術見学
- ⑤進路調査アンケート等の実施による就職活動状況の把握と指導

### (主な学修成果（資格・検定等）)

柔道整復師の国家資格取得

### (備考) (任意記載事項)

## 中途退学の現状

年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
39人	6人	15.4%

### (中途退学の主な理由)

成績不良、進路変更、仕事の都合

### (中退防止・中退者支援のための取組)

- ①学校説明会等でのミスマッチ入学を防ぐための情報提供と説明
- ②オープンキャンパスでの在校生による懇談会、体験会の実施
- ③入学前授業の実施
- ④卒業生によるキャリアガイダンスの開催
- ⑤個別面談及び補習等による学修支援
- ⑥保護者会の開催、保護者への連絡、三者面談の実施
- ⑦スクールカウンセラー（学生相談室）による予防的支援、心理面のサポート
- ⑧学費等の徴収猶予、減免等による経済的支援

## ②学校単位の情報

### a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
鍼灸マッサージ科	300,000 円	1,300,000 円	170,000 円	施設費・実習費 (年額)
鍼灸科	300,000 円	1,000,000 円	170,000 円	施設費・実習費 (年額)
柔道整復科	300,000 円	1,000,000 円	170,000 円	施設費・実習費 (年額)
修学支援 (任意記載事項)				
①経済的困窮者に対する学費減免制度 (授業料の一部免除) ②特待生制度 (授業料の一部減免) ③学内進学奨学制度 (入学金・授業料の一部免除) ④卒業生奨学制度 (入学金・授業料の一部免除) ⑤特修コース奨学制度 (入学金の一部免除) ⑥校友会推薦制度 (入学金の一部免除)				

### b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) <a href="https://www.kuretake-yokohama.ac.jp/about/selfcheck/">https://www.kuretake-yokohama.ac.jp/about/selfcheck/</a>																					
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)  専修学校における学校評価ガイドラインに基づき、学校が自ら行う自己点検・自己評価の結果に対して、外部の学校関係者の意見や評価に基づき教育活動の改善を図るとともに、自己点検・自己評価の客観性・透明性を確保し、適正且つ健全な学校運営を維持することを基本方針とする。 学校関係者評価委員は、業界団体の役職者、企業等の役職者、卒業生及び保護者等から選任し、毎年度2回以上学校関係者評価委員会を開催する。 評価の項目は、①教育理念・目標、②学校運営、③教育活動、④学習成果、⑤学生支援、⑥教育環境、⑦学生の受入募集、⑧財務、⑨法令等の遵守、⑩社会貢献・地域貢献の全10項目とし、各項目に対する評価や意見等を踏まえた上、責任者会議において検討を行い、必要に応じて次年度の事業計画に反映する。 評価の結果については、理事会に報告するとともに、ホームページに公表する。																					
学校関係者評価の委員  <table border="1"> <thead> <tr> <th>所属</th> <th>任期</th> <th>種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益社団法人 神奈川県柔道整復師会 会長</td> <td>令和6年4月1日～ 令和7年3月31日</td> <td>業界団体役職者</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人 神奈川県鍼灸マッサージ師会 副会長</td> <td>令和6年4月1日～ 令和7年3月31日</td> <td>業界団体役職者</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人 神奈川県鍼灸師会 会長</td> <td>令和6年4月1日～ 令和7年3月31日</td> <td>業界団体役職者</td> </tr> <tr> <td>株式会社 リライフ 代表</td> <td>令和6年4月1日～ 令和7年3月31日</td> <td>企業等役職者</td> </tr> <tr> <td>源和鍼灸院 院長</td> <td>令和6年4月1日～ 令和7年3月31日</td> <td>企業等役職者</td> </tr> <tr> <td>なおしや はり灸整骨院 院長</td> <td>令和6年4月1日～ 令和7年3月31日</td> <td>企業等役職者</td> </tr> </tbody> </table>	所属	任期	種別	公益社団法人 神奈川県柔道整復師会 会長	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	業界団体役職者	一般社団法人 神奈川県鍼灸マッサージ師会 副会長	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	業界団体役職者	公益社団法人 神奈川県鍼灸師会 会長	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	業界団体役職者	株式会社 リライフ 代表	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	企業等役職者	源和鍼灸院 院長	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	企業等役職者	なおしや はり灸整骨院 院長	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	企業等役職者
所属	任期	種別																			
公益社団法人 神奈川県柔道整復師会 会長	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	業界団体役職者																			
一般社団法人 神奈川県鍼灸マッサージ師会 副会長	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	業界団体役職者																			
公益社団法人 神奈川県鍼灸師会 会長	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	業界団体役職者																			
株式会社 リライフ 代表	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	企業等役職者																			
源和鍼灸院 院長	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	企業等役職者																			
なおしや はり灸整骨院 院長	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	企業等役職者																			

田子浦鍼灸接骨院 院長	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	企業等役職者
在校生 保護者	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	保護者
田代鍼灸接骨院 院長	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	卒業生
校友会 監査	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	卒業生
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) <a href="https://www.kuretake-yokohama.ac.jp/about/evaluation/">https://www.kuretake-yokohama.ac.jp/about/evaluation/</a>		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)  
[https://www.kuretake-yokohama.ac.jp/about/public\\_info/](https://www.kuretake-yokohama.ac.jp/about/public_info/)

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「一」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H114310000438
学校名 (○○大学 等)	横浜呉竹医療専門学校
設置者名 (学校法人○○学園 等)	学校法人呉竹学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者 (家計急変による者を除く)		31人	30人	33人
内訳	第Ⅰ区分	21人	19人	
	第Ⅱ区分	—	—	
	第Ⅲ区分	—	—	
	第Ⅳ区分	0人	0人	
家計急変による支援対象者 (年間)				0人
合計 (年間)				33人
(備考)				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号、第4号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
		年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定		—	人	人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)		0人	人	人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況		0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当		0人	人	人
計		—	人	人
(備考)				

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（2）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
年間	0人	前半期	人	後半期

（3）退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	—
訓告	0人
年間計	—
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限り。）	
		年間	前半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下)		0人	人
G P A等が下位4分の1		—	人
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況		0人	人
計		—	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。